

○高松市感染症診査協議会条例

平成11年3月29日条例第9号

改正

平成19年3月23日条例第13号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市感染症診査協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第6項の規定に基づき、高松市感染症診査協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員16人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第5項に規定する者のうちから、それぞれ2人以上を任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席し、かつ、感染症指定医療機関の医師のうちから任命された委員、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員、法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者のうちから任命された委員（次条第2項において「感染症指定医療機関の医師等の委員」という。）がそれぞれ1人以上出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。この場合において、委員長は、感染症指定医療機関の医師等の委員のうちからそれぞれ2人以上を指名し、かつ、委員の過半数を医師としなければならない。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例による最初の協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成19年3月23日条例第13号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。